

静岡県立大学における大学発ベンチャー認定審査基準
(チェックリスト)

地域貢献・産学官連携推進本部
大学名称使用等審査専門部会

静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（以下「規程」という。）第3条第2項による大学発ベンチャーの認定審査基準について、以下のとおりとする。

1 規程第4条第1項各号に定める事項

- 規程第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること
 - 本学又は本学の教職員及び学生が所有する産業財産権、育成者権及び著作権等の知的財産権を活用したもの
 - 本学で達成された研究成果等を活用したもの
 - 本学の教職員及び学生等（在職又は在学していた者を含む。）が、本学において習得した技術知識等を活用して設立したもの
 - その他学長が特に必要と認めたもの
- 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと

2 規程第6条第1項に定める事項

- 認定大学発ベンチャーを起業した本学の教職員は、静岡県公立大学法人職員兼業規程、その他本学における関係規則等に定める所要の手續等を適正に行うこと
（当該手續きを進める段取りを整えていること）

3 事業内容の妥当性

- 事業内容における技術面（技術開発、事業化）の見通し
（大学名称使用等審査専門部会委員（以下「部会委員」という）の全会一致であること）
- 事業内容における財務面（資金調達、収支計画等）の見通し
（部会委員のうち、静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程第9条第1号第6項に規定する委員の評価が良好であること）

附 則

この基準は、令和6年11月25日から施行する。